

平成28年5月20日

社会保障審議会福祉部会
部会長 田中 滋 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会長 藤野 興一

意見書

社会福祉法等改正法の施行にあたって

わが国では、社会的な保護を必要とする、関わり方の難しい児童約4万人が、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設といった社会的養護を担う児童福祉施設で生活しています。

私たちはこうした児童福祉施設を担う社会福祉法人として、今般の法改正を機に、社会的養護が必要な子どもたちの養育・保護や、ひとり親家庭の自立支援のために、一層の力を発揮してまいり所存です。

その実現に向けて、法施行にあたり以下のことをお願いします。

1. 地域における公益的な取組みについて

社会福祉施設の運営は、分野ごとに制度が異なることから、一様ではありません。措置施設である児童福祉施設を運営する社会福祉法人が、地域のニーズに応じた公益的な取組みが展開できるよう、環境づくりをお願いします。

2. 評議員の員数の経過措置について

各社会福祉法人が抱える施設数を基準に据えるのではなく、法人全体の事業規模(サービス活動収益額の規模)を基準にしてください。

3. 会計監査人の設置対象法人について

円滑な導入のためには、小規模な法人に過度の負担とならないよう、基準を施行後段階的に引き上げるなどのご配慮をご検討ください。